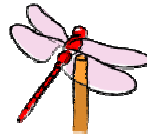




まなびや



この測量舎通信「まなびや」は当社の社員向けに発行しているものです。

第 81 号 平成 26 年 9 月 30 日

発行：株式会社 測 量 舎

〒130-0021

東京都墨田区緑1-24-5 4F

TEL：03（3846）1437

FAX：03（3846）1416

E-mail：tokyo@sokuryousha.jp

URL：http://www.sokuryousha.co.jp

<今月のことば>

責任を取るとは会社を辞めることではない。
必ず達成すると誓うことである。

<「お陰さま」 by 高橋一雄 >

第 129 話 百姓

私が中学生の時には、江戸時代は士農工商の身分制度があり、武士が一番偉く、次に農民、3番目は職人、商人はお金儲けをするから一番身分が低いと、習ったような気がします。(私の記憶が違っていたら、先生ごめんなさいm(_ _)m)

ところが先日、我が家の娘たちにこの話をしたところ、「何、それ?」「知らな〜い!」と言う返事が返ってきました。どうも最近では、江戸時代の身分制度について、①士②農③工④商とは教えないようです。

娘たちの話を総合すると、士農工商とは職業全般という意味で、江戸時代の身分制度は、士と農工商に分かれていたようです。農工商は同じ身分で上下の関係は無く、「百姓」と「町人」に分かれていたようです。

町に居住している人を「町人」、農村に居住している人を「百姓」と呼んだそうです。つまり、商人でも農村に住んでいれば「百姓」だった訳で、百姓=農民という考え方もどうも違うようです。

武士以外の人々が、職業ではなく居住地によって分けられていたのは、農村から町への人口流出によって、当時の経済的基盤である農村が衰退するのを、幕府が危惧したためのようなのです。

江戸時代の身分制度は、いつから「武士」「町人」「百姓」に変わってしまったのでしょうか?

平成 26 年 9 月

*バックナンバーは弊社ホームページ

「測量舎通信」をご覧ください。

〜・〜・〜 9月の出来事 〜・〜・〜

<個人別売上・入金順位>

売上トップ 佐藤さん

入金トップ 清水さん

社長より報奨金が贈られます。



<トップ賞>

月間MVP 佐藤さん

ポイント賞 清水さん

社長より報奨金が贈られます。

<早朝勉強会> (自由参加)

2日(火)9日(火)16日(火)

30日(火)の午前7:45~

8:30に早朝勉強会が開催されました。

テーマは「測量作業手順の解説」でした。



<富士山測り隊 YouTube 掲載>

富士山測り隊の活躍ぶりを
YouTube に掲載しています。

第 18 次富士山測り隊まで(最新)
掲載していますので是非ご覧ください。

<http://www.youtube.com/user/sokuryousha>



<コラム掲載のお知らせ>

高橋さんが三井不動産レッツ様の
ホームページにてコラムを連載して
おります。みなさん、是非ご覧ください。



<http://www.mitsuihudousan.co.jp/lets/index.html>

<第 18 次富士山測り隊> (自由参加)

第 18 次富士山測量の
終了地点は全長 4.5 km
の内約 2.8 km。標高は約
1988 m です。

第 19 次富士山測り隊
の予定は、10月18日
(土)です。



<今月の社員> 清水 孝男



以前、某セミナー会社の主催する研修に参加しました、その名も「禅寺特訓道場」。2泊3日の研修で、研修会場は察しの通りお寺です。

昼間の研修時間以外は、修行僧と同じような生活をおくります。なかでも辛かったのは正座と食事です。食事は一汁一菜の精進料理です。初日に応量器（おうりょうき）を渡されます。応量器とは、大・中・小の3つの器で、漆で塗られています。大といっても普通のご飯茶碗の大きさで、これにご飯を受けます。中の器に味噌汁、小の器にたくあん2枚。このほかに野菜の煮物などが一品付きます。食事の時はもちろん正座で私語は厳禁。器を持つのは親指・人差し指・中指の3本、薬指・小指を使ってはいけません。食べる時にはご飯・おかずなど一つづつ口に入れます。ご飯の上におかずをのせて食べるなど、もってのほかです。ご飯とみそ汁はおかわりができます。ご飯とみそ汁はそれぞれよそう人が決まっています。よそってもらう人は合掌して待ちます。しゃべれない為、丁度良い量になったときに合掌している右手を下から上に動かします、これがよそうのを止めてもらう合図です。

たくあんは2枚もらいますが、1枚は残しておきます。2枚食べてしまうと後で大変。

食事が済むと大の器にお湯を入れ、たくあんで洗います。そのお湯を中の器にうつし、次に小の器にうつし、それぞれたくあんで洗います。洗い終わったお湯は飲み、最後にたくあんを食べます。後は応量器を包んでいる布で器を拭くだけ、これを3日間続けます。応量器は漆塗りなので衛生的には問題無いそうです。

研修終了日に、駅前で食べたラーメンとビールがちょ〜うまかったのを今でも忘れません。

〜・〜・〜 10月の予定 〜・〜・〜

<10月のお誕生日>

16日 高橋さん



<社長と面接> (希望者のみ)

・2日, 9日, 16日, 23日, 30日 (毎週木曜日)
18:15~18:45

<グループ会議> (チーム長以上参加)

・7日(火), 14日(火), 21日(火), 28日(火)の
18:30からです。

<社長と飲み会> (自由参加)

・18日(土) 18:30~20:30
11月は15日(土)18:30~です。



<特別社内研修> (全員強制参加)

・10月の特別社内研修はありません。
・11月の特別社内研修はありません。

<早朝勉強会> (自由参加)

・7日(火), 14日(火), 21日(火), 28日(火)
午前7:45~8:30です。

テーマは「測量作業手順の解説」です。



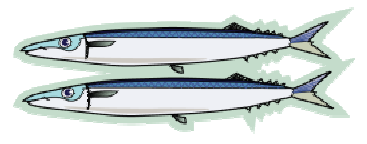
<高橋さんが講師を務めます>

10月10日(金)にNPO法人相続アドバイザー協議会様主催の相続アドバイザー養成講座で第11講座の講師を務めます。タイトルは「相続と測量」です。



<編集後記> 池田 みゆき

そろそろ新米ができる季節です。私の家では新米を食べるときは、秋刀魚ととろろ芋で食べるのが習慣です。先日、新米が家に届いたのでまだ古米があるのですが、新米がおいしい内に炊いて、さんまととろろ芋で食べようと思います。秋刀魚も今は旬ですから、毎日このおかずがいいなあと思っています。飽きるかな???





まなびや

この測量舎通信「まなびや」は当社の社員向けに発行しているものです。

第81号 平成26年9月30日
発行：土地家屋調査士法人 測量舎
〒130-0021
東京都墨田区緑1-24-5 4F
TEL：03（3846）1413
FAX：03（3846）1416
E-mail：tokyo@sokuryousha.jp
URL：http://www.sokuryousha.jp

<不動産登記Q&A> Vol.173

文責 清水孝男（ADR認定土地家屋調査士）
（測量士・基準点測量1級専門技術者）

Q 登記申請書にはどのような書類を
添付するのですか？（その10）

A 登記の申請書には、登記の種類に応じて法令で定められた書類・図面を添付しなければならないことになっています。一般的に必要なとされている添付書類・図面は、以下に掲げたとおりです。

⑨代位原因証書

登記の申請は、その登記の種類に応じてそれぞれの申請適格者がすることになりますが、申請人の債権者も申請人に代位して登記の申請をすることができます。債権者は自己の名において、申請人（債務者）のすべき登記を申請することになります。この場合、**代位原因を証する書面**を申請書に添付しなければなりません。

たとえば、AがBからB所有の1筆の土地の一部を買い受けた場合。Bが所有権移転登記に協力しないため、買主Aは売主Bを相手に訴訟をおこします。裁判で「BはAに土地を所有権移転登記せよ」という判決を得たとします。



この場合、もしBがAに売却した1筆の土地の一部を分筆してくれれば、分筆した土地をAに所有権移転登記をすることができます。しかし、Bが分筆登記をしてくれなければ、Aはたとえ判決を得たとしても、そのままでは土地の一部を所有権移転登記することはできません。このような場合には、Aが申請すべき分筆の登記を、債権者Aに代わってBが代位申請することができます。AがBに代位して分筆登記の申請をするときは、代位原因証書として**売買契約書**を添付します。

なお、既登記の抵当権者が抵当物件の所有者に代位して不動産の表題の変更登記を申請する場合のように、代位原因が登記簿上において明らかである時には、代位原因証書を添付する必要はありません。

